

近時の人権状況

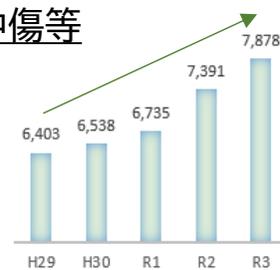
子どもを取り巻く深刻な状況

- ◎ 学校におけるいじめ認知件数が約52万件（過去3番目に多い件数）※文科省資料
- ◎ 児童相談所における児童虐待相談対応件数が約21万件（過去最多の件数）※厚労省資料
- ◎ 小中高生の自殺が415人（過去最多の件数）※文科省資料



社会問題化しているインターネット上の誹謗中傷等

- ◎ インターネット上の人権侵害に関する相談は約8千件（過去最多の件数）※法務省資料
- SNSの匿名性、情報発信の容易さ
→ 誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現 ※コロナ関連のもの



人権擁護活動の課題

生活様式の変化による人権擁護活動への影響

- ◎ 人権擁護活動の困難化
コロナ禍で従来どおりの接触型・対面型による啓発活動ができず、また、人権相談窓口等の周知・広報の機会も大きく減少

人権擁護委員による活動	コロナ前		コロナ後		
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
啓発活動	252,565	250,721	251,940	138,675	176,321
従事回数	120,293	115,196	107,837	73,030	70,853
人権相談					
取扱件数					

➤ 近時の人権状況や生活様式に対応して人権擁護活動を展開していく必要がある

人権擁護委員制度の目的

基本的人権が尊重される社会の実現のため、人権擁護委員に委嘱された様々な分野の人たちが、地域の中で、人権の大切さを広めたり、人権を擁護する活動を推進する

地域の実情に通じた身近で頼りがいのある人権擁護委員が活躍

1 人権擁護活動のICT化

- ・人権教室のリモートによる実施
- ・SNS人権相談の拡大

人権擁護委員の活動の活性化

利用しやすい相談手段の提供

2 人権擁護委員制度の効果的な周知

- ・SNSによる情報発信
- ・リモート人権教室等の啓発活動を通じた人権擁護委員及び相談窓口の周知

地域の人権擁護委員の認知度向上

人権擁護委員の認知度 35.9% (目標値41.8%)

3 研修の内容・方法の見直し

- ・人権擁護委員の活動に即したカリキュラムへの変更

啓発活動・相談対応の質の維持・向上

人権が尊重される社会

社会情勢に応じた効果的な啓発活動・人権相談を実施

人権擁護機関の利用向上

人権擁護委員の担い手の確保

適正な啓発活動・相談対応の実施